

令和3年

渡島西部広域事務組合議会

第3回定例会 会議録

令和3年12月3日 開会

令和3年12月3日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次
令和3年12月3日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第2 会期の決定	3
○ 日程第3 諸般の報告	3
○ 日程第4 管理者の行政報告	3
○ 日程第5 一般質問	4
○ 日程第6 議案第1号 消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	11
○ 日程第7 議案第2号 積立金の処分について	12
○ 日程第8 議案第3号 令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）	13
○ 日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	16
○ 閉会の議決	16
○ 閉会宣告	16

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
1	消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1 2 月 3 日	原案可決
2	積立金の処分について	1 2 月 3 日	原案可決
3	令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	1 2 月 3 日	原案可決

令和3年 第3回定例会
令和3年12月3日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 一般質問
日程第6 認定第1号 消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第2号 積立金の処分について
日程第8 議案第3号 令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）
日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	沼山 雄平（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	吉田 裕幸（木古内町）
	5番	山田 顕人（知内町）		6番	杉村 志朗（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	堺 繁光（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（19名）

管理者	鳴海 清春	副管理者	工藤 泰		
参与	石山 英雄	参与	西山 和夫	参与	鈴木 慎也
幹事	若佐 智弘	幹事	大野 樹	幹事	羽沢 裕一
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	西田 啓晃	事務局長	佐藤 和利
衛生センター長	丹羽 一暢	消防長	鍋谷 悟	松前消防署長	可香 靖
福島消防署長	吉能 秀美	知内消防署長	野戸 英二	木古内消防署長	伊藤 則幸
消防本部主幹	岩上 健作	衛生センター事務長	佐藤 拓海		

◎欠席説明員 なし

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

書記	梅岡 忍	書記	館政 ななみ	書記	鳴海 沙恵
----	------	----	--------	----	-------

◎開議・開議宣告・議事日程

○議長（溝部幸基）

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和3年第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

令和3年第3回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、天候の悪い中、大変お忙しい中、第3回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございますとございます。

昨年から続いております新型コロナウイルス感染症もワクチン接種などの普及もあり、国内的には落ち着いている状況にあります。ようやく日常を取り戻す作業が進められているところでございます。しかし、新たなオミクロン株が欧州で拡大しつつあり、日本でも初めて確認されるなど新たな展開となっており、年末から年明けにかけて、警戒が必要であり、我々としても引き続き予防対策に万全を期して参る所存でありますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

さて、政府は、新型コロナウイルスの影響を受ける暮らしや事業への支援策などを柱とする総額55兆円余りの新たな経済対策として、第3次補正予算31兆5,627億円を11月26日に閣議決定しております。その中で地方創生臨時交付金が6兆円計上され、内、地方単独分として1.2兆円追加されておりますので、これからも国の動向に注視しながら、適切な予算執行に努めて参ります。

それでは、今般の定例会に提案申し上げます案件についてですが、消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が1件及び積立金の処分について1件並びに令和3年度一般会計補正予算が1件で、計3件の案件の審議をお願いするものでございます。

まず1点目の消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、消防団員の充実強化及び人員確保に向けた取り組みとして、消防庁長官通知が発出され、消防団員の処遇改善の一環として報酬及び費用弁償の支給基準を改正するものであります。

2点目の積立金の処分に関しては、この度の補正予算において、衛生センター施設整備として、空調設備及び温水ボイラー給水管の修繕が必要となり、充当財源として渡島西部衛生センター施設整備基金を支消するものであります。

3点目の一般会計の補正予算の主な内容ですが、燃料の高騰による燃料費及び委託料の増となっております。また、基金の支消で説明しました空調設備及び温水ボイラー給水管の修繕に伴う増となっております。歳入においては、知内町における危険物施設申請手数料の減及び衛生センター施設整備基金繰入金が増並びに歳出に対応した構成町の負担金の増となっております。

なお、議案につきましては、この後、担当者から詳しく説明をいたしますので、ご審議のうえ、議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

また、本日は、定例会終了後、全員協議会の開催をお願いしているところでございますので、よろしくご協力下さるよう重ねてお願いいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。6番、杉村志朗議員、7番、谷口康之議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3、諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第4、管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

令和3年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の開催にあたり、令和3年第2回臨時会以降の行政報告を申し上げます。

1点となります。消防関係について。

まず、1点目が大雨被害について。

11月2日に知内町及び木古内町で記録的な大雨により、道路の冠水や家屋への浸水などの被害が発生し、知内消防団、知内消防署及び木古内消防署の職員が、災害対応に出動してございます。

両町の被害の状況は、知内町で床下浸水が1件、床上浸水が2件発生し、木古内町では床下浸水が7件、床上浸水が6件発生しております。

なお、いずれの町においても人的被害はありませんでした。

また、この被害において、知内町及び木古内町で一部の地域に避難指示が出される事態となりましたが、当日には無事解除となっております。

2点目の火災の発生について。

11月20日に松前町清部地区において、一般住宅の内部を焼損する火災が発生し、1名の死亡が確認されております。

改めて、お亡くなりになられた方に対し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

これから冬を迎え、火を取扱うことが多くなりますので、各消防署には防災無線などを通じた火災予防広報や、署員による管内巡視の徹底を指示し、引き続き火災予防の啓発に努めて参ります。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（溝部幸基）

日程第5、一般質問を行います。一般質問は1名の議員より提出されております。

9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

一般質問させていただきます。消防吏員の経験者採用と人事異動についてお尋ねいたします。

この度、消防吏員採用の募集並びに試験が行われました。その中に、40歳以下の消防経験者の採用がありましたが、募集に至る経過についてお知らせ下さい。

また、消防本部を除く4消防署間の人事異動は行われていないと思うが、その理由と今後の対応についてお尋ねします。

○管理者（鳴海清春）

伊藤議員のご質問に、お答えいたします。

1点目の40歳以下の消防経験者の採用についてですが、他の組合等では経験者の採用を既に行っておりますが、今般、当組合においても初めての取り組みとして行ってございます。

まず、目的ですがここ数年、新規採用者及び中堅職員の中途退職者が各署において増えており、組織体制としての年齢構成のバランスを考慮し、即戦力となる消防経験者を広く募集したところであります。

募集内容及び経過についてですが、受験資格として、40歳以下で消防学校初任教育を修了している者で、救急隊員の資格を有し、かつ、消防職員経験5年以上の者で募集したところであります。

募集方法は、9月1日から10月1日までの期間で構成町の広報誌及びホームページに掲載し、募集しております。

その結果、全国から3名の方の応募があり、一次試験の書類審査を10月4日に行い、二次試験の面接試験を10月25日に実施し、2名の方の採用内定の通知をしたところであります。

なお、今回初めての試みでしたが、大変優秀な人材の確保ができ、今後は、従来から行っている新卒者の採用と併用しながら、適宜、組織の効率的な運営と体制のバランスを考慮した対応に努めて参ります。

2点目の消防本部を除く4消防署間の人事異動についてですが、当組合では、組合発足当初からこれまで各署間の広域的な人事を行ってこなかった経緯があります。

その理由の一つとして、各町の消防署の予算及び人事に関しては、構成町の参与の責任において行ってきたところであり、また、消防業務が火災や救急業務といった住民の身近な業務であり、緊急的かつ地域性が求められたことによるものと推察してございます。

しかし、私が管理者に就任してから消防本部の体制はローテーション化を確立し、予算にあっても消防本部において実施しております。

各町の人口減少が進み、組織のスリム化が求められるなど、人員の配置も限られてくる現状を鑑み、これからは広域的なバランスを考慮しつつ、組織体制の強化を図るべきと考えており、今後の人事交流の在り方に関して、参与・幹事会の中で検討を進めて参ります。

○議長（溝部幸基）

9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

お尋ねいたします。9月の広報で募集の内容が知れ渡った事ですが、それによって様々なハレーションと言いますか、町民の対応がありました。

中途採用者の部分ですが、新規採用者については従来どおり行われますから、そうでもないのですが、今度、初めて経験者の採用ということで町民の方からは、1ヶ月間の募集期間が短いこと、知内町においては1月1日からの採用ということで非常に意味短期間の訳ですね。

ですから町民にとってはもう採用されている人が決まっているのではないのかと、こんな印象を受ける方が多数いらっしゃるようで、直接私に問いかけられたりしております。

そういう話題が町内に広まっている話も伺ったものですから、今回、この質問をさせて頂いたところです。

そういう町民の疑問を晴らすためにも個人情報に関係あるので大変難しいかと思っておりますけれど、全国から大変優秀な方が応募されたということでもありますから、応募者のプロフィールについて、発表できる範囲でよろしいですから、お知らせいただきたいとまず1点目思います。

それから2点目、実際に色々な形で欠員が生じていると、今年の3月の決算書によりますと令和3年3月31日現在で消防職員が106名ですけれど、各定数と欠員がどうなっているのか。その実態について、お知らせ下さい。

それからもうひとつ、定数はどういう形で決められるのか。消防法か何かで定めがあって、ある一定の数がきちんと決められてものなのか。或いはそれぞれの構成町なり一部事務組合の判断で増減できるものなのかどうか。定数の決め方についてもお知らせいただきたいと思っております。

それと実際に働いている職員が現実的にいる訳でございますが、欠員があります。

しかしながら、勤務実態としては、例えばどこかに派遣となっているとか、全道の消防組織に派遣されるとか、あるいは研修に向くとか、あるいは休職するとか、在職はしているけど、なかなか実際の勤務にはついていないとかいる訳ですね。

将来的にも、前、この条例改正の時に話題になったのですが、育児休暇を取ることもこれから可能な訳ですし、女性の消防職員も増えていきますし、育児休暇は男性も取れる訳ですから、そういうふうには休職するということがこれから生じてくる可能性がある訳ですね。

そんなことを考えると今の定数で果たして大丈夫なのか。そして現在の実数で勤務実態としてローテーションを組むのにどうなのか。この辺を実態としてお尋ねしたいと思います。

それから今まで人事異動をしてこなかったと、人事異動に関してお尋ねするんですが、その理由として正式な場で聞いたことはありませんけれども、巷で内々で言われてきたこと、それはまず、管理者の答弁にもありますけれども、消防業務は住民の身近な業務であり、緊急性かつ地域性が求められると、なかなか、人事異動できないんだというふうに言われています。

簡単に言えば、地理が不安ではないかとあったように記憶しています。これは、新採用された職員だって、始めの部分は地理に不安がありますし、消防職員一人で行動する訳ではありませんから、グループで活動するわけですから、全員が地理に不安なわけでもない。

例え、他所の町から配属されたとしても、それは十分対応できる問題であると思っておりますし、もう一点は、家庭を持った方も多い訳ですからそういう家庭環境の変更はなかなか大変ではないかと。

例えば、知内町について、松前町の勤務は大変じゃないかとそんなこともありますけど。学校の先生は公務員で転勤するのは当たり前、自分達の身近で言えば、農協の職員も合併することによって今までと違う勤務地で働いているのですから、なかなか消防だけがそのことが理由ということにならないと思うので、この辺について管理者はどう判断されるのか。この辺をお尋ねします。

それからもう1点、そもそもの話なのですが、ここに組合発足当初は、参与の責任において全てあるのだということで、当然、予算も給与も様々な部分がそれぞれ各構成町の判断で動いてきたわけです。

今回、何でこういう状況なのであれば、4つの消防署がひとつの地方自治体のもとで動くんだという議論になるんですが、当初、言われたことは消防本部を作ることによって交付税が多く交付されるんだと。

当時、4、5千万円と聞いてますけれども、消防本部で使う経費を差引しても、その方が財政的に有利だから消防本部を作るんだと、合併した組織になっているんだと伺っております。その後その制度が無くなって、交付税の特別な交付は無くなったと聞いてますけれども、そんなこともありまして改めて今、

4つの消防署がひとつの組織の中に入っている意義がどこにあるんだと問われる訳ですね。一つの自治体であれば人事異動が当たり前ですが、そもそも、そこに意義がなければ、あえて4つの消防署を作って本部費で3千500万円位掛かっていますけれど、そのお金も必要でない訳ですから。

そういう、そもそも論となりますけれど、何故、4町で消防ひとつを構成しているのか。

まず、お尋ねしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

質問が多岐にわたっておりますので、漏れましたらまたお願いしたいと思っています。

細かいところは消防長の方から若干補足をさせて頂きたいなと思っています。

まず、今回の採用でありますけれど、一番の目的としては、多少新卒採用だけでやって行きますと年齢構成のバランスが保てないところがあります。

今、4署の状態を平たく撫でていきますと35歳から40歳の層が薄いというデータが出ています。それで極端にいきますと50歳以上のところについては、3署のところでも全く職員がいない状況もあります。

そういった形でデータをきちんと調べていくと、かなりいびつな状態で各署、当然、それは取りも直さずその町々の財政の状況に応じて職員を採用したり、退職者に応じてやってきた経緯があります。

まあ、そういったところを急遽ではあります、補足しようということで私の方から提案をさせて頂いて、福島で1人定員枠があるのでそこでまず、テスト的にやってみよう。

それで知内さんについては、元々、不足気味でしたので急遽、辞める方もいらっしまったということで、取りたいということで今回やらせていただきました。

それで、今回採用した方については、一人の方については消防経験14年で埼玉県出身の方であります。

もう一人は道内の方で消防経験18年という形で大変、本当に実績を持ってやられている、色んな諸事情で例えば、新たな仕事にチャレンジしたいという思いを持った人もいるし、いろんな形で一時、署を離れたということで、またもう一度やはり本来の消防業務に付きたいという強い思いの中で今回応募してくれたんだと。

もう一人の方は東京の方で、この方は実際面接の方には応募はしましたけれど来ませんでしたので、その二人の中から今回、内定通知を出ささせていただいたという状況でございます。

それと定数の関係でございますけれども、大体人口比率から行くと松前さんを除いては、知内、福島、木古内は大体同じで23人で推移してございます。

その基準については、私専門的なことは承知をしてございませぬけれど、ただ、定数にあってもやはり本来的には人口規模なり、そういったものに基づいてある程度定められているのかな。

ただ、実際、私の経験からするとですね、予算の状況なり、財政の中で定数をもう少し増減してきたのかなと気がしてございます。

それで最近はですね、火災より救急の方が本来業務としては、多分多いのかなということで、今の状況としては、その救急業務をきちっと回せる体制で待機ローテを組む形で、多分定数がその署で設定されているかなという状況でございますので、多分、全体的にこういう計算をなささいというのが無いんだと思います。

やはり、人口規模に応じて署を何署かかえるか。当然、松前さんのように支署が遠いところもありますし、そういったところは多少、人数も多くなると思いますので、その辺で理解していただきたいなあと思っています。

それで人事交流についてなんですけれども、これまで私も何度か伊藤議員の質問の中でお答えさせていただきました。やはり、この広域の成り立ちといいますか、答弁の中でもお話ししましたが、未だかつて消防については、あまり私、管理者ですけどそんなに権限持たせて頂いていないのが現実であります。

当然、予算も人事もある程度、各町長と相談しながらやらせて頂いている状況であります。

ただ、今やはり、平たく4署を比べますとですね、かなりお互いに補うことによって平たく町の水準にですね、極端に言うと先程、松前さんを除くと3町は大体同じ人口で同じ程度の水準が本来あるべき姿だと思うんですよ。

そここのところが多少バラつきがあるんですよ。そうすると当然、能力にもバラつきがでると、そここのところを本来的に人事交流することによって、私は出来るんじゃないかと思っています。

ただ、やはり、議員仰るとおり、今まで自分の住んでいるところの消防署に勤務することに慣れていきますので、そここのところを変えていく必要がありますし意識改革も必要なのかなど。

ただ、他の町村の例をみますと、そういった交流もしていますので出来ないことではないと思いますし、また、アンケートなども本部で取らせて頂いて、そこには職員に納得感も必要となりと思いますので、そういったことも含めて、今消防長の方に指示しているのは、この2年掛けてですね、少し参与・幹事会も含めながら、署長方を入れてさらに職員の代表者みたいな方を入れて、どういった形で人事交流ができるのかということをおっしゃって検討してくださいとお願いしていますので、もう少しそれについては時間をいただきたいなというふうに思っています。

それと広域の成り立ちを含めてなんですけども、本来的には多分、スタートの時点は分かりませんが、交付税の関係とか云々があると思いますけれど、ただやはり広域を作った意義としては、やはり事務の効率化というものが念頭にあったんだろうというふうに思います。

これまで署を別々に給与事務する、色んな経理事務をする、そここのところを本部にひとつに集約することによって、効率化が図れるというメリットがあったので多分広域化しようとなったんだと思います。

ただ、今のところそここの一点だけでやっていますので、先ほど言ったように本来の広域として等しくこの4町の中で広域の恩恵を受ける町民が等しくいるとかですね。今、言ったように職員体制も同じ様な条件でなければならぬところがまだ、至っていないのではないかと考えていますので、そここのところについて、今後、少し私、管理者の中でそういう思いをきちんと持っていますので、これから消防本部を通じながら全体を協議させていただきたい。

そしてまた、経過を含めながら議会の方にもお諮りしながら、意見を頂きながらより良い広域行政を目指していきたいとその様に思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 午後2時24分
再開 午後2時25分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

鍋谷 悟 消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

先程のご質問にお答えいたします。

定数にありましては、消防本部3名、松前消防署36名、福島消防署25名、知内消防署24名、木古内消防署25名で113名です。

今現在は、消防本部3名、松前消防署32名、福島消防署23名、知内消防署23名、木古内消防署23名となっております。

それと派遣職員につきましては、松前消防署から北海道防災航空室に1名派遣しています。

それと先にありました知内消防署の採用の関係ですが、まず今年の3月に職員1名が退職しました。

それに10月採用ということで募集をしました。その募集の方で松前消防署の募集も含まれておりましたので、10月採用としての合格者が松前消防署1名のみで、知内消防署の部分には合格者がいませんでした。

それで急遽、知内消防署長が町の方に今後の採用部分を相談しました。

そうしたら、1月でも良いから1名採用でもいいから採用したいと話がありましたので、急遽採用、その採用者にあっては消防経験者を充てたいということで、急遽、募集と試験が短期間で決まったということになります。

それと女性の育児休暇なんですけど、2年前に福島消防署の方に女性職員を採用しています。

今現在、内定を出している者がまた女性職員1名、来年4月1日採用予定なのですがおります。確実に女性職員が増えている中でそういった問題が当然出できて来ようかと思っておりますので、その部分につきましても今後、私どもその部分を勉強しながら環境を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時29分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

鍋谷 悟 消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

先ほどの質問につきましてお答え致します。

現在、休職している者はございません。それと育児休暇につきましては、女性ばかりではなく男性も影響することでこちらも今後、職員の意見も汲みながらその部分を勉強して体制の方に組み込みたいと思います。

それと各署においてのローテーションの人数なんですけど、今現在、消防本部3名の体制でやってございますが、今、現在こちらのローテーションの部分は現在可能となっております。

先ほど管理者の方から、4月から各消防署、消防本部を含めた人事交流、言わば異動なんですけど、検討委員会を立ち上げるようにということでその中で、今、現在やっている各署から消防本部への異動のみ今やっておりますが、各署間の人事異動これも可能かどうか、そういった部分を今後4月以降に検討しながらそういった環境或いは、休暇の在り方そういった部分も総合的に検討していきたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

お尋ねいたします。

ローテーションと言ったのは、消防本部とのローテーションじゃなくて各署が勤務をそれぞれシフト組む訳ですね。24時間体制ですから、出勤する日と非番の日と公休の日がある訳ですから。

それが欠員の中できちんとローテーションを組んでいけるのかなと。そして当然のことで有給休暇もある訳ですから、そういうことでなかなか、それは答弁いりませんよ。なかなか厳しい実態でないのか動かすのにそんなふうに感じています。

そもそも論と先程お話ししましたけれども、当初、私の理解では、財政的な見地から4つが1つの組織になれば出るんだとお話してました、私はそういうふうに認識していましたが、今その部分が無くなったと。そうしたら、改めて何で4つが一緒でなければならないのかというふうに思うんですが、それはまた置いときますけど、また後でお話ししたいのですが、今管理者の答弁の中で、なかなか管理者の権限が与えられていないんだというお話がありました。多分それが実態だろうと思うんですね。

ただ、この一部事務組合というのは、構成町から委任されている訳ではないんでよね。委託と言った方がいいのかな。この部分をこの予算でやって下さいとお願いされている訳ではないんですよ。それぞれ構成町がやるべき仕事を全部お任せしますと。そちらの判断でやって下さいと。全部任されているんですね。

当然のことながらその責任がある訳ですから、それぞれ必要な経費を算出してそれを構成町に請求すると、逆に言うと本来は、一部事務組合が消防について全て権限を持っている訳で、それに伴う財政的な負担等は構成町が義務として支払わなければならないと。それぞれの構成町の財政状況で出来る、出来ないという判断は、本来は無いはずなんですけど。建前としてそうは言っても現実としてなかなか今までそうはならなかっただろうと思います。

そうして考えたときに、今、改めて4つの消防署が今、ひとつになる意義が私なりに考えたのですが、今、非常に災害等が大型化している、事故も大型化の事故が起きる。今現実的な話として大型の交通事故が起きれば、救急車が2台、3台と事故の起こった現場に出る訳ですが、そうすると当然のことながら、その署には救急車がなくなるので、近隣の消防署から応援の救急車或いは人員も派遣されている。そういう連携が取れているんですね。

今後、やはりそういう大型事故や災害の時にいかに4つの消防署の中で連携をスムーズにするか非常に大事な課題だろうなど。そこに4つの消防が一つになる大きな意義があるんだろうと私なりに考えています。

そうした場合にやはり、職員同士が日頃から交流している、人事異動等も含めて交流していれば人の繋がりもいいでしょうし、当然、地理の事も先ほども言いましたけれども、異動することによって暫く時間は掛かるかもしれないですけど、それで把握出来る。それと消防機材の取扱いも、同じ機材であっても消防の色々な部分で当たり前に行っていることがいつまでもやっていたら、それぞれ署独自の文化みたいのが出来て、なかなか共通の技術、スキルが一本化されていないことがあるんだろうということですね。

そういうことも人事交流によって、それぞれの消防機材の取扱いが非常にスムーズに出来るんでないかと。まあそのようなことを考えれば、やはり広域の活動する上で人事異動というのは非常に大きな大事な観点だと思うんですよ。そういう意味合いからも、是非とも人事異動はしていただきたいと思います。

それでひとつに採用の段階の問題として、今回もそうですが、いつもそうですが一部事務組合で採用すると言いながら、勤務先がきちんと明記している訳ですよ。

じゃあ、応募した人が私は知内で勤務出来るんだなど、後で異動と言うと私は知内勤務だから希望したんですとこういうふうになってしまうので、まず採用の時点からですね、そういう勤務を指定する形は如何なものかなと。

将来的には、当然のことながら動くのですよと前提にして採用すべきだと思うんです。そのことも考え、例えば、知内と木古内を募集しましたよと。3人応募してたまたま。古内を希望する人が2人、上位の成績で知内を希望した人が下位の成績であっても1名1名の採用だから、1番と3番が採用される状況になりやしないか、優秀な人材を逃してしまう可能性があるのではないかと。

そんなことも懸念するものですから、勤務先は指定しないような形で、将来的には人事異動もあるんだという含めたやり方がいいのではないかと思います。

それから、途中採用の場合、今回、短期間でした。一般的に考えると既に消防署が年齢的に家庭を持っている方が多いですから、そういう人が今の職場を辞めてすぐに来ようかという判断を1ヶ月位の短い期間で果たしてできるのかなと。

4町で勤めたいと思っていながら、自分の今勤めている職場のこと、子供さんもいれば学校の問題とか、なかなか1ヶ月やそこらで判断つかない訳で、ある程度欠員が判るんであれば、予告編的な今年度途中ですけれど、例えば10月頃、経験者の採用しますというそんな予告もすることによって、より多くの優秀な人材が応募してくれることになるんでないかと考えるものですから、その辺を含めながら採用の在り方、それから今後の人事異動に在り方について、再度、お尋ねします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

人事交流の関係については、議員仰るとおり、今、1署でほしい23人位、松前を除けばですけども、大体その塊の中で災害なり色々な対応をします。

あくまでも大きい災害があった時、やはり4署がひとつになると100人位の応援体制になりますので、当然、機能なり人力的マンパワーも充実するんだと思います。

それで我々、今やっているのは、なるべく自分が今、お願いしているのは、等しく町民に同じサーブを出せるようなことにしようとしています。

だから、救急車ひとつ取っても、今、バラバラなんですよね。極端にいくと昔の文化のとおり前の車を更新するとか、入札しますけども色々使い勝手の良いところを装備品として作るとかあるんです。それはおかしいんじゃないですかと、やはり4署同じような条件で同じようなことを提供出来なきゃダメではないかということで、今ちょっとですね、そう言ったことをやらせて頂いています。

これまでは、極端にいくと消防車の耐用年数を含めて更新時期も各町差がありました。それをですね、例えば基準を作りましょうと。

例えば、年数であれば10年、キロ数であれば何万キロとそれで一定程度過ぎたときに更新をしましょうという形に、今までは各町の財政が極端に言うとか多少、権限を握りますので、その土地の町の財政の状況によっては、伸ばしてくれと言って延び延びで更新が延びて来たとか、そういう事があるんだと思いますので、今、それを少しずつ、本部を中心に平たくしようという作業をさせて頂いていますので、今日、各町長さん方も来ていますけど、理解ある町長さんが沢山いますので多分、大丈夫だと思いますのでそういう作業をさせていただきます。

そして人事の交流につきましても、全く同じような形で今、色々な形でやらせていただきたいということで、先程、言いましたとおり、本部の方に検討委員会を立ち上げてどういった交流ができるのかということをやっていけば、今、お互いの強いところと弱いところがそのまま出ている状況でありますので、そこを少しお互いに補うように、そして本来の広域の在り方という形に少し姿を変えていきたいなと思っていますので、多少、ちょっと時間が掛かるかもしれませんが、そういうことの作業をやっておりますので、その辺については理解をお願いしたいなと思っています。

それとですね、今回初めての試みでありましたので、ちょっと周知が遅かったのは我々も反省することかなと思っています。

ただ、どうしても途中で辞められて、なかなかそこを補う形を急遽やった手前もありますので、ちょっと、皆さんのところに周知が遅くなった点については、お詫びをしたいなと思っています。

ただ、今回やってみてやはり優秀な方々が資格を持った、今、国あたりも色々な保育士だったり、保健師だったり、看護師とかそういった者も経験者を広く集めるようになってきていますので、今回やってみて、まだ色々な事情の中で資格を持っていてもそれを活かしていない人がいるというのがわかりましたので、今回の例を参考としながら、これからは解答でも示しましたけれども、基本的には新卒者を中心に採っていくんだと思いますけども、状況に踏まえた定員の枠の関係がありますので、そういったところで各署の状況をみながら、しっかり早めに募集を掛けてですね、対応していきたいと思っていますし、これからまた令和4年度の予算編成等も入りますので、その時点で大体、各署の募集状況とか、捉らまえますので、そういった中でどういった形で募集するかということは、早く町民の方に周知するように心掛けたいとそうように思っています。

○議長（溝部幸基）

9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

すいません。もう一回だけお願いします。

ちょっと、定数の問題についてお尋ねします。

先程、ちょっとお尋ねしたんで、現在、欠員がある訳ですね。そしてまあ欠員の他に派遣ですとか或いは休職とか様々なことで実践力としてならない場合もあるんですよ。そういうことを考えた場合、特にこれから女性職員が増えてくる、共稼ぎも当たり前の時代に女性職員だけでなく男性職員も育児休暇を取れる訳ですから、そういうことも生じてくるわけですね。

そういうことを考えたら、少しやはり派遣で今、航空隊の方に行っています。こないだの勤務地の手当の問題で消防学校の先生でということも将来的に考えられるんですよということもあって、そんなことになるとうちの実数は減ってしまう訳ですね。

そういうことを考えると、各消防署に要望を出すのはなかなか難しいですけど、現在の定数から1人か2人多く採用することによって、どこかで派遣があったら補充するという、派遣も年次計画の中でやっていく事でしょうから、事前に分かることですから対応すると。

或いは育児休暇で1年、2年休む場合も対応が出来るんじゃないかと。そんなことを含めて定数の見直しも考えられないのか、それが1点。

それからもう一つ、これは人事交流の案件に係る訳ですけど、先ほど答弁でもありましたけれども、年齢層によってどの署もなかなか難しいんですが、年齢層によって薄いところと厚いところがある訳ですから、4町を人事異動することによってうまくバランスが取れるのではないかと。

当然、4町の行政消防が一斉に出来てしまったから、どうしても年齢構成が難しいことがあるかもしれませんが、将来的に考えればやはり、そういうことも考えられるので、その意味からも人事異動が必要だろうという事です。1点だけ、定数についてお尋ねします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

定数につきましては、これまでも人口と推移しながら多分、適正な数値ということで、やってきたんだと思います。

ただ、行政の方の町職員は、相当、定数を下げています。ただ、消防にあっては先ほど言いましたとおり、やはり交代制の中で24時間勤務している中で、多分、3回位のローテの中で待機も含めて回しますので、やはり最低の人数はあると思うんですよ。人口が減ってきている割に定数はそんな落ちていないと私、実感としてあるんだと思います。ただ、どうしても24人に定数を持ったとしても各町にしてみれば、それを少しでも低くしたいというのが、どうしてもほとんど消防では経費の大半が人件費でありますので、やはり各町から持ち出す金額を考えると、そのところは少し我慢をしていただくとか、そういう形でこれまで来たんじゃないかと思っています。

ただ、これからはですね、色々な形で4町を平たくしながら同じ様な等しいサービスを受ける形の中で上手く機能させるために、じゃあどのくらいの定数が必要なのかを割り出して行って、その中で各町の人口にある程度、距離もありますけども、そういった状況に応じて定数を定められるのではないのかなと僕なんかは思っていますので、そのところを踏まえながら本当の適正な定数をきちんと定めながら、なるべくその定数を定めたら、その定数の人員については確保する方向で行くことがいいのではないかと考えてますけれど、ただ、現実的には定数を下回る形で今は、各町なるべく自分のところの負担を少なくした中で財政を保っていきたいというのが、行政サイドの思いがあるのではないかとそれまで来たんだと思います。

ただ、やはり、今の状況を見ますと今持っている定数がギリギリでないのかなと。これが幾ら人口が減ってもなかなか今、救急業務が多くなっている中で、削るということは難しいのではないかと気がしてございますので、そのところについては、色々なデータが全道的、全国的なものがあるんだと思いますので、そういうのを参考にしながら、この4署の広域としてどの程度の定数それが各町割当てで行ったらどうなのか、それも本来の広域化をしていくとあまり定数にこだわらないで広域の中で100なら100の定数の中で動かせることが出来るんだと思うんですね。

署にこだわるとどうしても、23だ24となりますけど、全体の中で定数を定めていって、その状況に応じて各町に割り当てるとか可能だと思いますので、そのところについても今後、消防本部の中できちんと今、勉強していただいて署長はじめ職員の方にも自分達の職場の改善にも繋がることでもありますので、そのところをしっかりと提言していただいて、我々が責任を持って対応策をしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

一般質問を終わります。

◎議案第 1 号 消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第 6、議案第 1 号、消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷 悟消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

それでは、議案第 1 号、消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを説明致しますので、資料ナンバー 1 定例会議案の 1 頁をご覧ください。

議案第 1 号 消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 3 年 12 月 3 日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

資料ナンバー 2 の説明資料の 1 頁をお願いします。

消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

1 改正の理由について。

総務省消防庁主催による「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告を踏まえ、本年 4 月 13 日「消防団員の報酬等の基準の策定等」について、消防庁長官通知が発出され、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとなりました。

このため、国が示す非常勤消防団員の報酬等の基準と、当組合における消防団員の報酬及び費用弁償を比較したところ、支給額に乖離がみられることから、これを適正な報酬額とすべく改正を行うものです。

2 改正の主な内容について。

(1) 年額報酬の改正。

交付税単価に基づく国の基準に従って報酬額を改めますが、基準では部長と班長が同額であることからこれまでどおり当組合では、上位階級である部長の報酬額を班長より 1,000 円高く設定するとともに、年度途中で昇級した場合の支給方法について条文を追加しております。

(2) 費用弁償の改正。

これまででは、災害出勤や訓練、警戒出勤などに対し、費用弁償として 1 回の出勤ごとに手当を支給しておりましたが、本来は掛かった費用に対する弁償ではなく、出勤したことに對する報酬として扱うべきとの見解から、この部分を日額による出勤報酬に改め、費用弁償に係る条文から削除し、報酬の条文に追加いたします。

また、国が示す出勤報酬の支給額は、1 日単位、約 8 時間の換算で 8,000 円以上の支給額となるよう改正することとされ、当組合では 8 時間出勤した場合 9,600 円が支給され国の基準に達することから、支給額及び支給方法については変更しておりません。

また、別表については、年額報酬に出勤報酬を併せた表を別表 1 にまとめ、費用弁償とされていた出勤手当を表す別表 2 を削除し、別表 3 費用弁償の旅費を別表 2 に繰り上げております。

3 施行期日について。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規定は、施行日以後に出勤した出勤報酬について適用し、施行日前に出勤した出勤手当は、従前の例によるものといたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（溝部幸基）

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 積立金の処分について

○議長（溝部幸基）

日程第7、議案第2号、積立金の処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料ナンバー1の議案と資料ナンバー2の説明資料をご用意願います。

始めに、資料ナンバー1の議案5頁をお開き願います。

議案第2号 積立金の処分について。

次のとおり渡島西部衛生センター施設整備基金の積立金を、令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計に繰り入れ支消するものとする。令和3年12月3日提出、渡島西部広域組合管理者。

1 支消金額 266万4,000円以内。

2 支消の目的 下記の工事財源に充当するためであります。

(1)空調設備修繕168万9,000円、(2)温水ボイラー給水管修繕97万5,000円。

それでは、基金の状況について説明いたしますので、資料ナンバー2の説明資料の2頁をお願いします。

議案第2号関係、積立金の処分について。

令和3年度衛生センター施設整備基金積立調書であります。

表の上段の前年度末現在高計は、1億7,394万6,525円で、積立額計は1,246万7,496円を予定しており、今回の修繕で支消する網掛け部分の取崩額2行目の空調設備修繕168万9,000円と下から2行目の温水ボイラー給水管修繕97万5,000円の2つの事業に、第1回定例会で議決をいただいた網掛けをしていない7事業を加えた取崩額計3,921万1,000円を差し引き、年度末残高を1億4,720万3,021円で見込んでおります。

以上で議案第2号、積立金の処分についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。
お諮り致します。
議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。
起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第8、議案第3号、令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料ナンバー1の議案と資料ナンバー2の説明資料をご用意いたします。

始めに、資料ナンバー1の議案7ページをお願い致します。

議案第3号、令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第3号。

令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ944万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15億6,576万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月3日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

補正の内容について説明しますので、資料ナンバー2の説明資料5頁をお開き願います。

はじめに、今回の補正予算の概要について申し上げます。

歳出では、標準報酬月額改定による共済費の増減、燃料単価高騰による燃料費及び委託料の追加、衛生センター施設修繕費の追加、新型コロナ影響による研修会等の中止による旅費等の減額となっております。

所属所毎に節で10万円以上の増減があったものを中心に説明のほうを致します。

事務局所管分です。

中段の、2款総務費、1項、1目事務局費4万6,000円の追加は、4節共済費12万円の追加で、標準報酬月額改定及び会計年度任用職員の退職手当組合負担金の精査によるものとなっております。

下段の、2項、1目監査委員費55万2,000円の減額は、8節旅費48万円の減額で新型コロナ影響によるものであります。

6頁をお願いします。

衛生センター所管分です。

3款衛生費、1項、1目し尿処理費893万円の追加は、10節需用費436万7,000円の追加で燃料価格高騰による燃料費及び汚泥再生処理センターの空調設備の修繕費であります。

空調設備修繕の概要につきまして説明いたしますので、12頁をお願いいたします。

空調設備の不調により点検した結果、1階の受入・残渣堆肥化監視室の室外機から冷媒ガスの漏出が判明しました。修繕内容につきましては、室内機の熱交換器及び空気圧縮機交換、ガスの注入となっております。事業費は168万9,000円であります。

6頁も方にお戻りください。

12節委託料449万4,000円の追加は、除雪単価の引上げと燃油単価高騰による委託料の見直しであります。

2目ごみ再生処理費115万5,000円の追加は、10節需用費45万2,000円の追加で燃油単価高騰による燃料費であります。

17 節備品購入費 61 万 5,000 円の追加は、カラーレーザープリンター3 台分の入替であります。

3 目最終処分場処理費 139 万 8,000 円の追加は、10 節需用費 133 万 7,000 円の追加で燃料単価高騰による燃料費及び温水ボイラー給水管の修繕費であります。

修繕内容につきましては、浸出水処理施設のボイラー給水管のつなぎ部分の腐食による漏水及び経年劣化による老朽化で一体的な修繕をするものであります。

7 頁をお願いします。

消防本部所管分です。

4 款消防費、1 項、1 目消防本部費 43 万 1,000 円の減額は、8 節旅費 33 万 8,000 円の減額で新型コロナ影響によるものです。

8 頁をお願いします。

松前消防署所管分です。

上段の、2 目松前消防署費 42 万 9,000 円の減額は、2 節給料 78 万 6,000 円の減額で、10 月採用者及び 10 月末退職者によるものあります。

3 節職員手当等 27 万 3,000 円の追加は、扶養等の異動及び中途退職者によるものあります。

4 節共済費 15 万 5,000 円の追加は、標準報酬月額改定及び中途退職者によるものあります。

下段の、2 項、1 目松前消防団費 26 万 5,000 円の減額は、8 節旅費 16 万 5,000 円減額、13 節使用料及び賃借料 10 万円の減額で新型コロナ影響によるものです。

9 頁をお願いします。

福島消防署所管分です。

上段の、1 項、3 目福島消防署費 39 万 3,000 円の追加は、3 節職員手当等 15 万 4,000 円の減額で住居変更によるものです。

4 節共済費 40 万円の追加は、標準報酬月額改定によるものです。

10 節需用費 24 万 8,000 円の追加は、燃油単価高騰による車輛燃料費によるものであります。

下段の 2 項、2 目福島消防団費 23 万 9,000 円の減額は、8 節旅費同額で新型コロナ影響によるものであります。

10 頁をお願いします。

上段の、1 項、4 目知内消防署費 12 万 6,000 円の減額は、2 節給料 69 万 8,000 円の追加、3 節職員手当等 10 万 4,000 円の追加で、1 月採用者（消防経験者）によるものであります。

4 節共済費 74 万 6,000 円の追加は、1 月採用者及び標準報酬月額改定によるものであります。

8 節旅費 12 万 5,000 円の追加は、新型コロナ影響及び 1 月採用者の赴任旅費によるものであります。

12 節委託料 235 万 2,000 円の減額は、新型コロナ影響による工期及び検査実施時期の見直しによるものであります。

17 節備品購入費 55 万 2,000 円の追加は、1 月採用者の貸付被服費であります。

下段の、2 項、3 目知内消防団費 16 万 7,000 円の減額は、8 節旅費同額で新型コロナ影響によるものであります。

11 頁をお願いします。

木古内消防署所管分です。

上段の、1 項、5 目木古内消防署費 22 万 4,000 円の追加は、4 節共済費 29 万 7,000 円の追加で標準報酬月額改定によるものであります。

下段の、2 項、4 目木古内消防団費 39 万 2,000 円の減額は、8 節旅費 38 万 7,000 円の減額で新型コロナ影響によるものです。

次に歳入を説明しますので、3 頁にお戻り願います。

上段の、1 款分担金及び負担金、1 項、1 目衛生負担金 851 万 8,000 円の追加は按分により、歳出の補正額に対応するもので、1 節松前町負担金から 4 節木古内町負担金の額となります。

下段の、2目消防負担金79万7,000円の追加は、議会費から消防本部費までが按分により、署費及び団費は全額、構成町からの持出しとなり1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額となります。

4頁をお願いいたします。

上段の、2款使用料及び手数料、1項、4目消防手数料253万円の減額は、先ほど歳出の知内消防費で説明いたしましたが、検査実施時期の見直しによる危険物施設申請等手数料の減額によるものです。

下段の、6款繰入金、1項、1目衛生センター施設整備基金繰入金266万4,000円の追加は、先ほど議案第2号関係で説明しました、基金充当事業費が増によるものです。

歳入歳出とも総額で、944万9,000円の追加であります。

なお、例年、この時期に人事院勧告に関連する給与条例の改正及び補正予算を提案しておりますが、8月10日に期末手当の改定に関する人事院勧告が行なわれ、11月24日に閣議決定された内容については、勧告どおり実施することとなりました。

ただし、令和3年度の期末手当引き下げ分に相当する額は、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとされましたので、今後は、国の動向に注視しながら、国会において給与改正法案が可決され次第、直近の議会に給与条例の改正を提案する予定です。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（溝部幸基）

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

◎ 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第9、閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

以上で、本会議に付議された案件の審議を全て終了致しましたので、令和3年第3回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（溝部幸基）

これをもって閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（閉会 午後3時12分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署名議員 杉 村 志 朗

署名議員 谷 口 康 之

